

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行により「懲役」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、「懲役」の用語を使用する規定の整備を行い、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市公害防止条例の一部改正)

第1条 那覇市公害防止条例(昭和62年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(措置の届出) 第17条 第12条の規定による勧告又は第13条第1項若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (罰則) 第30条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。	(措置の届出) 第17条 第12条の規定による勧告又は第13条若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (罰則) 第30条 第13条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に

関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。
---	---

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この項及び次項において「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧個人情報を含む情報の集合物であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。))を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5項に規定する実施機関の職員(以下この号において「旧実施機関の職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者 (2)～(3) [略] 7 前項各号に掲げる者が、施行日前に職務又は業務の処理に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報(付則第9項におい	付 則 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この項及び次項において「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧個人情報を含む情報の集合物であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。))を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関の職員(以下この号において「旧実施機関の職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者 (2)～(3) [略] 7 前項各号に掲げる者が、施行日前に職務又は業務の処理に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報(付則第9項におい

て「旧保有個人情報」という。)を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	て「旧保有個人情報」という。)を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(罰則の適用等に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

付 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。ただし、第1条中那覇市公害防止条例第17条の改正規定及び同条例第30条の改正規定(「第13条第1項」を「第13条」に改める部分に限る。)並びに第3条中那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例付則第6項の改正規定(同項第1号中「第2条第5項」を「第2条第5号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。